

公務員倫理

基本教材

1

国民全体の奉仕者

● 憲法第15条第2項

すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

● 国家公務員法第96条第1項

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

4

1-1

公務員の使命と心構え

2

公務員倫理とは

● 倫理と職業倫理

倫理：人のみち（社会秩序の原理）

職業倫理：その職業が果たすべき役割から生じる義務や社会の期待と信頼に応える行動のあり方



公務員倫理：公務員に対する社会の期待や信頼に応える行動規範

その職務がより大きく社会に影響
→ 高い職業倫理が求められる

5

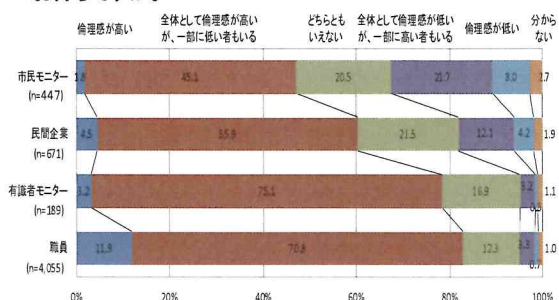
公務の特性

- 公益性・非営利性
活動の多くは金銭に換えられない公共的な価値を追求
→ **コスト意識の欠如、親方日の丸**
- 公平・中立性
法令に従って執行。特定の者だけ優遇することは許されない
→ **融通がきかない、杓子定規・前例踏襲**
- 独占性
公共の目的のため役割が配分され、個々の業務は独占的
→ **サービス精神の欠如、創意工夫の低下**
- 権力性
公権力を背景にして公務を執行
→ **威圧的・横柄な態度**

3

公務員に対する国民の厳しい目

問 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。



6

国民のための公益を実現する

公務員批判

杓子定規、前例踏襲、事なかれ主義、威圧的・横柄、コスト意識の欠如、サービス意識の欠如・・・

行政に求められるものの変化（社会情勢の変化）

国際化、高度情報化、少子高齢化、市民社会の成熟・・・

行政サービス

国民の期待に応える
国民の視点に立つ
サービスの質の向上（正確性・迅速性等）

7

なぜ不祥事はなくなるのか

●類似の不祥事が他の組織でも発生

例1 平成8年 元厚生事務次官による収賄事件
平成19年 元防衛事務次官による収賄事件

例2 平成16・17年 警察不正経理問題
地方労働局不正経理問題
平成20年 地方自治体不正経理問題

※ 自分には関係ないという意識
「対岸の火事」

※ 公務員と国民との意識の乖離
悪しき慣習、感覚の麻痺

10

1-2 公務員倫理の重要性

8

不祥事は行政運営に支障をもたらす

不祥事

個人の不祥事

- 贈収賄
- 供応接待
- 役務提供

組織としての不祥事

- 年金問題
- 事故米問題
- 不正経理問題
- 官製談合問題

職員個人の倫理感 + 組織風土

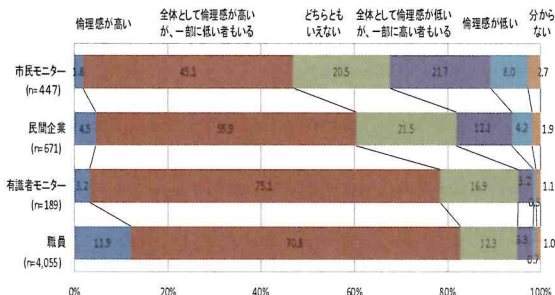
行政全体に対する国民の不信感の増大

国民の信頼を失うと行政運営に支障が生じる

11

公務員に対する国民の厳しい目

問 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。



9

求められる倫理感の高まり

●社会情勢の変化

民間企業の不祥事

- リコール隠し
- 耐震偽装
- 食品偽装・・・

問われる企業倫理
社会における企業の進むべきみち
企業の道徳・道義

民間企業における取組

- コンプライアンス（法令遵守）
- アカウンタビリティ（説明責任）
- CSR（企業の社会的責任）

行政に求められる倫理感の水準も高まっている

12

2 公務員倫理の枠組み

13

サービス・倫理制度の構造

公務員の服務規律 (国家公務員法ほか)

服務の宣誓
法令・職務命令に従う義務
争議行為の禁止
信用失墜行為の禁止
守秘義務
職務専念義務
政治的行為の禁止
私企業からの隔離
他の事業等への関与の制限

職務上の利害関係者 との関係の規制 (国家公務員倫理法)

●役得規制
(贈与、金銭の貸付け、無償の役務、未公開株式取得、供応接待、監修・編集料)
●接触規制
(遊技・ゴルフ、旅行)
●透明性の確保
(報告制度(贈与・飲食・報酬・株所得)、割り勘飲食の事前届出)など

16

公務員倫理の構造

広義の公務員倫理

- 公務員としてやった方が望ましいこと
- 公務員として求められる姿勢や心構え

狭義の公務員倫理

- 公務員としてやらなくてはいけないこと
やってはいけないこと(倫理法を含む)

公務組織としての倫理

- 国民に求められる行政のあり方
透明性の確保(情報公開、アカウンタビリティ)
国民目線の行政(国民と行政の感覚のズレを是正)
効率的な行政(国民の税金を有効に使う)
公共の利益(省益よりも国益)

14

国家公務員倫理法の制定

制定経緯

平成7年～平成8年 公務員不祥事事件
平成9年 「公務員倫理規程」制定(各省庁訓令)
平成10年 公務員不祥事事件
平成11年8月 国家公務員倫理法 成立(議員立法)
平成12年4月 国家公務員倫理法・倫理規程 施行

目的

国民の信頼の確保

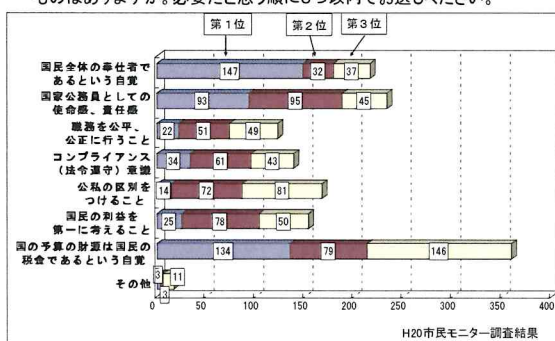
職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止

「李下の冠、瓜田の履」

17

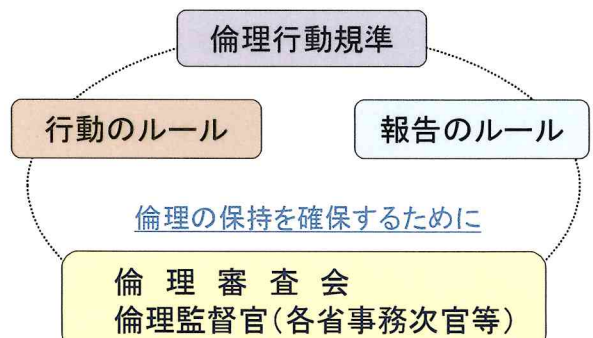
公務員の姿勢として不足しているもの、更に求められるもの

問 国家公務員の姿勢として、不足している、あるいは更に求められると思うものはありますか。必要だと思う順に3つ以内でお選びください。



15

倫理保持の枠組み



18

倫理行動規準(要旨)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる
- 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない
- 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない
- 職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む
- 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する

19



20

利害関係者とは

- 特定の事務の相手方となる事業者等又は個人

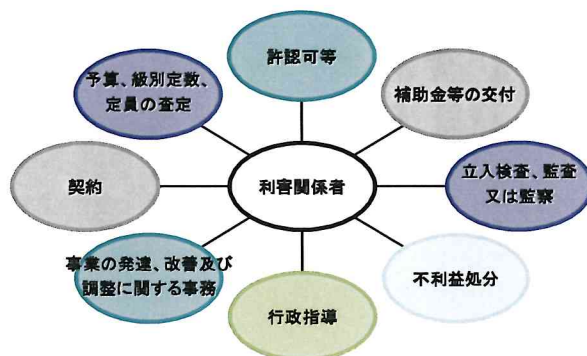
事業者等とは

- 法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)

※利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のために接触していると見られる役員、従業員などは利害関係者とみなされる

21

利害関係者の種類



22

許認可等

- 許認可等の申請をしている事業者等又は個人
- 許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- ※ およそすべての許認可等
- 許認可等を受けて事業を行っている事業者等
- ※ その事業等を行う上で必須の条件になっている許認可等



23

補助金等の交付

- 交付の対象となる事業者等又は個人
- 交付の申請をしている事業者等又は個人
- 交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

- 国から直接、補助金等の交付を受ける者
- 国から補助金等を交付される者から直接、間接補助金等の交付を受ける者

24

立入検査、監査又は監察

- 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人

※ 原則として、法令の規定により立入検査等をして得る状態のときは利害関係者



不利益処分

- 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人

25

行政指導

- 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人



事業の発達、改善及び調整に関する事務

- 事業行政の対象となる事業を行っている事業者等



26

契約

- 契約を締結している事業者等
- 契約の申込みをしている事業者等
- 契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等



予算、級別定数、定員の査定

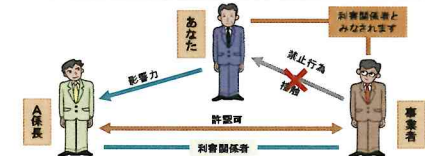
- 予算(財務省)、級別定数(人事院)、定員(総務省)の査定を受ける国の機関

27

過去3年間に就いていた官職の利害関係者



他の職員への影響力を行使させることによって自分の利益を図ろうとして接触していることが明らかな事業者



28

利害関係者に該当しない者

- 外国政府や国際機関の職員
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者
※各府省が訓令で定めた場合に限る
- 政治家
※政治家が事業を行っている場合で、事業者として職員と接するときは、**利害関係者**となりうる
- 報道関係者
- 自分と同じ省庁の職員

29

利害関係者との間で行ってはいけないこと

NO! 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない



- OK** ■ 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品を受け取ること
- 結婚披露宴を行う際、配偶者や親との関係に基づき出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ること
- 親の葬儀の際、亡くなった親との関係に基づいて利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ること

30

NO! 酒食等のもてなしを受けてはならない



- OK** ■ 職務として出席した会議等において、茶菓や弁当などの簡素な飲食物の提供を受けること
- 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること

31

NO! 無償でサービスの提供を受けてはならない

- OK** ■ 職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等から見て相当と認められる範囲でその利害関係者から提供される社用車を利用すること



NO! 未公開株式を譲り受けてはならない
有償無償は問わない

34

利害関係者の負担によらない飲食

平成
17年
3月
以前

利害関係者と共に飲食することは**原則禁止**
(割り勘であっても、夜間に、仕事に関係のない趣旨の集まり、飲食が簡素でない場合は 倫理監督官の許可が必要)

現行

自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食することは**原則自由**

(自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官への届出が必要)



自分の飲食費用を自らがきちんと負担しているか確認を

32

NO! 利害関係者と共に麻雀・ゴルフや旅行をしてはならない



- OK** ■ 公務のための旅行をすること
- 利害関係者に該当するOB数名も参加する、OB会のゴルフコンペ(30~40名以上が参加)に参加すること
- 自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ(利害関係者も参加)に参加すること

35

NO! 金銭の貸付けを受けてはならない

- OK** ■ 金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付を受けること

NO! 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない

- OK** ■ 職務として利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品(文房具など)を使用すること

33

NO! 利害関係者に要求して、第三者に対して、利害関係者との間において禁止されている行為をさせてはならない



広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできない

36

利害関係者との間における 禁止行為の例外

学生時代の友人など、私的な関係がある場合は、倫理規程上の禁止行為を行うことが認められる場合もある。

〔判断のポイント〕

- 職務上の利害関係の状況
- 私的な関係の経緯及び現在の状況
- 行おうとする行為の態様

国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限る

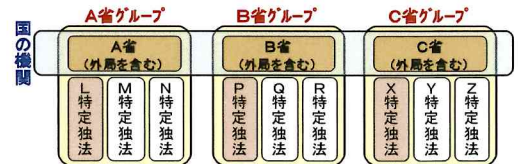
37

■ 国の補助金や経費で作成される書籍等

- ① 自分が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出している場合
- ② 国の機関のどこかが補助金等を支出している場合
(特定独立行政法人の職員は除く)

■ 国が過半数を買い入れる書籍等

- ・ 自分が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合



40

利害関係者でない者等との間でも 行ってはいけないこと

- NO!** 供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けてはならない
- NO!** 飲食物の料金などを、その場に居合わせなかった者に支払わせること(いわゆる「つけ回し」)をしてはならない



38

倫理の保持を阻害する行為の禁止

- NO!** 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない
- NO!** 自分や他の職員が倫理法等に違反しているのではないかと疑われる事実について、虚偽の報告や隠ぺいをしてはならない



41

特定の書籍等の監修料に関する規制

- NO!** 特定の書籍等の監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない

特定の書籍等とは

- 国の補助金や経費で作成される書籍等
- 国が過半数を買い入れる書籍等



39

- NO!** 管理職の職員は、部下職員に、倫理法等に違反しているのではないかと疑われる事実がある場合に、それを黙認してはならない

黙認＝何らの対応もとらないこと

「自ら当該職員を指導した」
「倫理監督官に報告した」
→ 黙認には当たらない

42

●監督責任について

・監督責任を問われた事例

多数の職員が長期間にわたり利害関係者等から飲食の提供及び物品等の贈与を受けた事案に関し、これら職員に対し直接指導を行う立場にあった課長に対し、職員の倫理保持に関する指導・監督が不十分であったとして**嚴重注意が行われた**。

・監督責任を問われなかった事例

部下職員が利害関係者から供応接待を受けた事案に関し、これらの職員が属する事務所の所長について、従来から、独自のチェックシートを作成して全職員に配付したり、職場研修を定期的を実施させるなど、倫理法等に関する周知に努めていたことから、**管理監督責任は問われなかった**。

43



46

講演等に関する承認

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演や著述等をする場合、**あらかじめ倫理監督官の承認が必要**

※承認を得る必要がない場合

- 利害関係者以外の依頼に応じた場合
- 利害関係者の依頼であっても、報酬を受けずに行う場合



講演等の承認に当たっては、講演等を行うことが公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないよう、慎重に判断を

44

報告制度



趣旨・目的

- 事業者等との接触の**透明性の確保**
- 事業者等との間における不適切な関係がないか**事後的チェック**

47

倫理監督官への相談

- 利害関係者に該当するかどうか、禁止行為に該当するかどうか判断することができない場合は、**倫理監督官に相談**するものとする。

→ 倫理規程第4条第2項、第10条

- 倫理監督官に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が違反行為に該当するときは、当該職員に対し**懲戒処分を行わないことができる**。

→ 人事院規則22-1



45

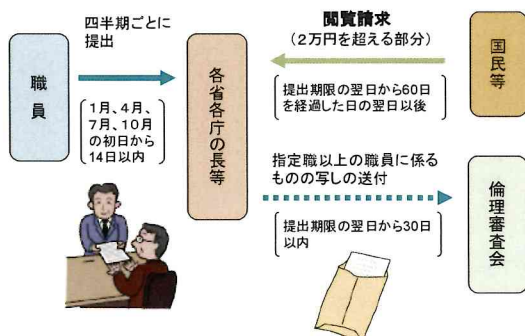
贈与等報告

本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から**一件5千円を超える贈与等**を受けたときは、各省各庁の長等に**贈与等報告書**を提出しなければならない

- 事業者等から受けた贈与、飲食の提供など
- 利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬
- 利害関係者に該当しない事業者等から受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関するもの

48

●贈与等の報告の手続の流れ



49



52

株取引等及び所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株取引等及び前年分の所得等について、各省各庁の長等に株取引等報告書、所得等報告書を提出しなければならない

- 株取引等は、本省審議官級以上の職員である間に行ったものに限る
- 所得等の報告は、前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る

50

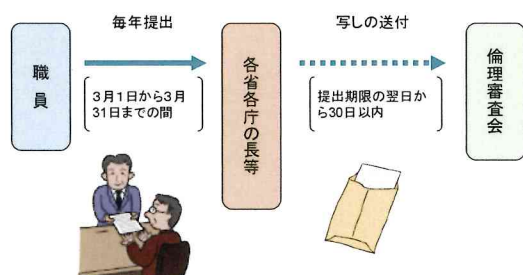
懲戒処分の状況

倫理法等違反による懲戒処分等の状況

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
懲戒処分等人数 (件数)	16 (4)	14 (11)	30 (17)	20 (10)	45 (21)	222 (20)	54 (27)	159 (32)	267 (57)	30 (16)	857 (215)
懲戒処分人数 (件数)	2 (2)	5 (5)	13 (11)	11 (8)	19 (15)	114 (17)	26 (21)	83 (27)	94 (30)	21 (10)	388 (146)
免職		2	3	1	7	11	9	11	9	4	57
停職	1		1	2	2	9	2	1	9	1	28
減給	1	1	5	2	6	22	4	17	36	3	97
戒告		2	4	6	4	72	11	54	40	13	206
矯正措置人数 (件数)	14 (2)	9 (7)	17 (8)	9 (3)	26 (10)	108 (10)	28 (9)	76 (14)	173 (38)	9 (8)	469 (109)

53

●株取引等及び所得等の報告の手続の流れ



51

違反行為に関する懲戒基準

倫理法又は倫理規程に違反した場合は懲戒処分の対象

人事院規則22-1 (倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準)

- 利害関係者から金品の贈与を受けた場合
... 免職、停職、減給又は戒告

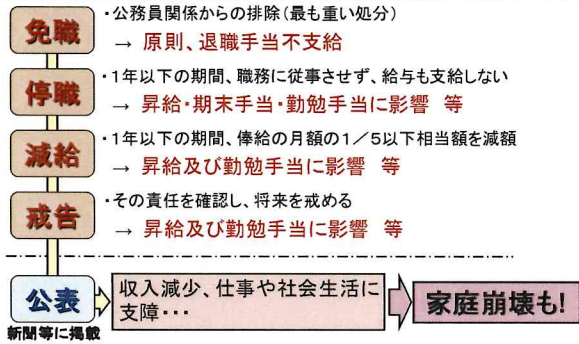
(例) 複数の利害関係者からビール券約6万6千円相当を受領した。→減給1月

- 利害関係者から供応接待を受けた場合
... 減給又は戒告

(例) 利害関係者との暑気払いにおいて飲食の供応接待(約1万円)を受けた。→戒告

54

懲戒処分の効果



55

倫理意識を高めるために

職員の意識の改革

- 慣習に流されない、感覚の麻痺を防ぐ
- 国民の目線による判断

組織風土の改革

違反を許さない健全な組織風土の構築

- 業務手法の見直し
- 悪弊の排除

不正経理、官製談合...



職場内でお互いの倫理感を高める努力

- ・実際に倫理的判断に迷ったケースについて同僚と話し合う...

58

不祥事が組織運営に及ぼすダメージ

国民の信頼を失うことのダメージ

- 政策実施への悪影響

国民の協力が得られなくなる (→業務遅滞、コスト増...)

例) 国民年金不払問題
公務員試験の申込者数減少

- 職員の士気の低下



行政組織全体へのダメージ

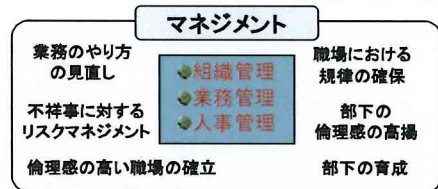
国民にとっては公務員の区別はない

→ 他の組織や地方公務員にも影響が及ぶ

56

マネジメントの意識を持つ

- マネジメントは管理・監督者の重要な責務



- 人事評価制度

公務員倫理が評価基準の一つとなっている

マネジメントの重要なツールとして活用すべき

59

6 倫理意識の高い 組織風土の構築

率先垂範

上司の姿勢が与える部下への影響

- 部下は上司の行動を見ている
- 部下は上司の行動を真似する

→ 部下は上司を映す鏡



「率先垂範」⇒ 部下職員に職務と責任を自覚させる

60

リーダーの強い意志

●組織風土改革の第一条件はリーダー自身の強い意志

①進むべき方向を明確に示す

- トップ自らが直接
- 平易な言葉で分かりやすく
- 何度でも繰り返す



②意識・行動を変える仕組みを作る

- トップ直轄の組織・制度
- 古い体制・慣習を断ち切る
- 信賞必罰

職員一人ひとりの意識の変革

ある企業では...

トップ自ら変わることを社員の前に宣言

「トップ自ら変わると決意し、それを身をもって実行したので、我々もやろうという気になった。」

61

実効性の確保

- 密告などのマイナスイメージの払拭
- 通報者が不利益な取扱いを受けないように配慮
- 多様な通報手段・方法を認める
- 通報窓口の周知を図る



●外部窓口の設置(ヘルプライン)

国家公務員倫理審査会の通報窓口もその一つ

64

組織として不正は許さない

- 厳正・迅速な対応が、内外の理解につながる
- 隠ぺい体質の払拭

国民の声

「身内をかばって厳正な調査及び処分をしていない。」
「その事実関係や処分について、国民に対して十分な説明がない。」
「何か他にも隠していることがあるのではないか。」

職員の意識

「この程度なら許されるだろう。」「どうせ、見つかりっこない。」
→ 倫理感の低下

- 厳正な処分による抑止効果

迅速な調査と厳正な処分

62

国家公務員倫理審査会

倫理規程に反すると思われる行為の情報を受け付けています。
個人名などの秘密は厳守します。

TEL 03-3581-5344

HP <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

65

問題の早期発見

●内部通報制度

効果

- 深刻な事態になる前に早期に対応
- 信用失墜の程度を最低限に抑える
- 違反行為に対する抑止力



北海道銘菓賞味期限改ざん

6月下旬 賞味期限改ざんについてのメールが届く

7月中旬 大腸菌検出についてのメールが届く

→ 報告を受けた担当役員が無視

8月上旬 保健所に告発の電話がある
保健所の立入検査

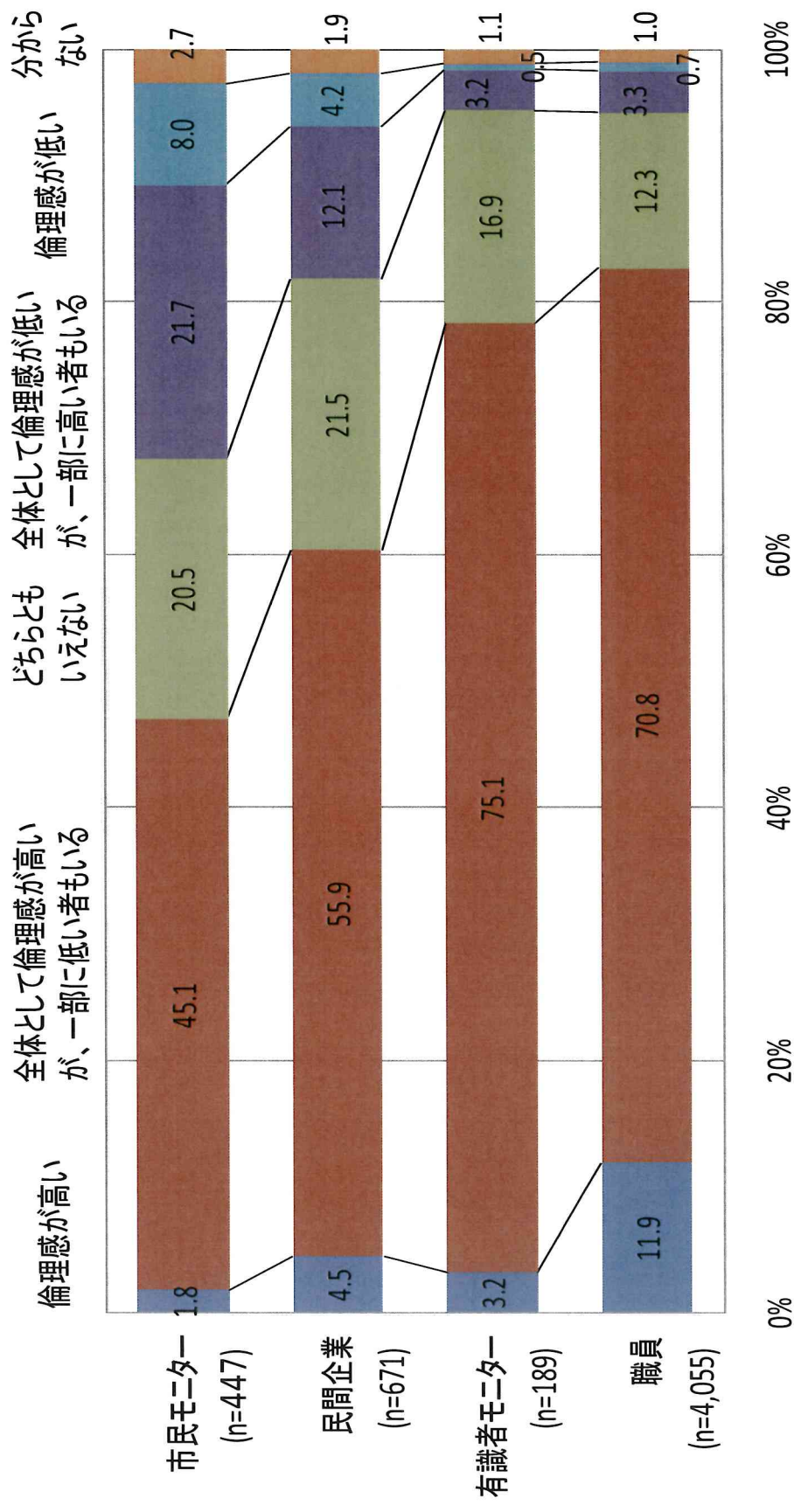
→ 製造販売の無期限停止

63



公務員に対する国民の厳しい目

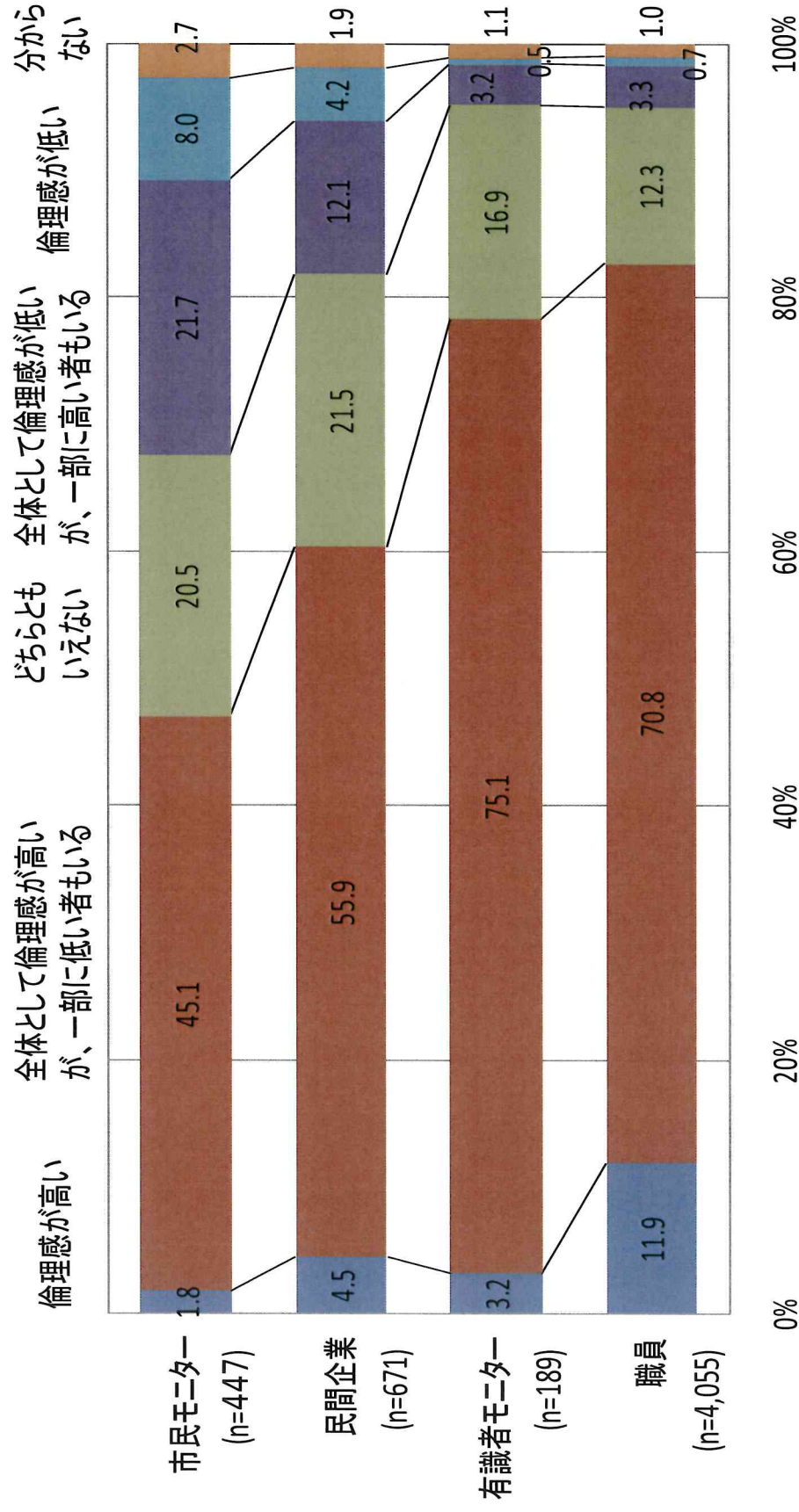
問 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。





公務員に対する国民の厳しい目

問 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。





公務員の姿勢として不足しているもの、 更に求められるもの

問 国家公務員の姿勢として、不足している、あるいは更に求められると思うものはありますか。必要だと思う順に3つ以内でお選びください。

